

再発防止に向けた入札制度等の新たな取組みについて

市では、市職員が官製談合防止法違反等により逮捕、起訴されたことを受け設置した、大町市官製談合防止等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）より、令和 8 年 4 月 13 日付で市長に報告書が提出されたことを受け、再発防止に向けた対応策として、以下の 3 項目に取り組む。

1. 入札における不当な要求に対する対応
2. 入札制度の見直しと監視機能の強化
3. 情報管理体制の強化と職員の意識改革

◎ 具体的な取組み

1. 入札における不当な要求に対する対応

（１）不当な要求に対する対応要領の制定

情報提供等の不当な要求や働きかけから職員を守り、入札・契約事務の透明性を確保するため、職員の責務を明確にし、要求があった場合の対処について定めた「大町市入札契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応要領」を新たに制定。（令和 8 年 4 月 1 日施行）

（２）指名停止要領の改正

不正の抑止につながるよう、事業者に対し定期的な制度の周知とともに、制度内容の拡充と処分の明確化に向け、「大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領」の改正を実施。（令和 8 年 4 月 1 日施行）

（３）市民から疑念を持たれない関係者への対応

職員が業務時に私用の携帯電話で業者等と連絡を取ることで、業者との関係性に疑念を持たれることがないよう、業者への連絡は、庁内電話もしくは事業担当課などに新たに配備する公用携帯電話を使用することとし、業務時における個人携帯電話の使用を原則禁止する。

2. 入札制度の見直しと監視機能の強化

（１）入札制度見直しに向けた検討委員会の設置

検討委員会からの指摘を踏まえ、当市における入札制度の課題については、学識経験者など第三者からなる「（仮称）大町市入札制度検討委員会」（以下「入札制度検討委員会」という。）を設置し、地域の実情に見合った入札制度の見直しを進める

なお、電気工事については、令和 8 年 4 月の発注案件より地域要件の見直しを試行的に実施。

(2) 公共工事等入札契約監視委員会による監視機能の強化

大町市公共工事等入札契約監視委員会（以下「監視委員会」という。）による、入札についての透明性と監視機能を強化するため、専門的見地を有する委員を追加するとともに、監視結果については公表する。

なお、監視委員会と入札制度検討委員会については、新たに「(仮称) 大町市入札契約審議会」(以下「入札契約審議会」という。)を令和9年4月に設置し、入札に関する一元的な組織体制とする。

3. 情報管理体制の強化と職員の意識改革

適正な入札事務を執行するには、秘密情報に係る適正な取扱い、職員個々の意識改革や組織内の意識醸成が必要不可欠であるため、以下の事項について取り組む。

- ・紙書類（工事台帳等）のキャビネット保管と施錠の徹底
- ・電子データ（設計図書等）のパスワード管理
- ・公契約に関する研修の開催や、定期的な倫理強化
- ・公益通報制度の周知徹底 など

◎ 今後の予定

- | | | |
|------|------|--|
| 令和8年 | 5月～ | 不当な情報提供等の要求に対する対応要領及び指名停止
要領に係る職員及び業者への内容周知
契約事務研修会の開催 |
| 令和8年 | 6月～ | 入札制度検討委員会の設置
入札制度見直し等に係る調査・検討 |
| 令和8年 | 10月～ | 新たな入札制度の一部運用 |
| 令和9年 | 4月～ | 入札契約審議会の設置
新たな入札制度の本格運用 |